



マイナンバーも安心！当事務所は電子申請でお手続きしています

◆業務ご案内◆

- 労務管理・年金等のご相談
- 給与計算・年末調整
- 就業規則・諸規程のご相談・作成
- 人事・賃金制度に関するご提案
- 労働・社会保険のご相談・事務・請求手続き
- 労災に関するご相談・請求手続き

◆営業時間ご案内◆

- 月曜日～金曜日（祝日を除く）9時～17時



ようやくあの暑さから解放されました。少し体が楽になりましたね。皆さまいかがお過ごしでしょうか。

9月の連休、10月の連休ともに、あまりお天気がよくありませんでしたが、この先はどうでしょうか。秋晴れのもと気持ちよくお出かけしたいなあと思っています。

★重要 改正★

～雇用保険料率の変更～

令和4年10月から雇用保険料率の2回目の引き上げとなります。既に今年の4月から事業主負担分だけが引き上げられていますが、今回は労働者負担分が変わりますので、給与計算の際に注意が必要です。10月中に締め日がある給与から、率の変更が必要になります。

【労働者負担分】

事業の種類	旧料率	新料率
一般	3/1,000	5/1,000
農林水産・清酒製造	4/1,000	6/1,000
建設	4/1,000	6/1,000

★10月のお仕事カレンダー



10/11	● 9月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付
10/31	● 9月分健康保険料・厚生年金保険料の納付 ● 8月決算法人の確定申告と納税・2023年2月決算法人の中間申告と納税（決算応当日まで） ● 11月・翌年2月・5月決算法人の消費税の中間申告（決算応当日まで） ● 労働者死傷病報告書の提出（休業4日未満の7月～9月分の労災事故について） ● 労働保険料の納付（延納2期分）

★新入社員意識調査★



～理想の上司・先輩は、「丁寧に指導する人」～

一般社団法人日本能率協会が新入社員向け公開教育セミナーの参加者を対象に、仕事や働くことに対し、どのような意識を持っているかをインターネットにて調査を行いました（545人回答）。

1. 理想の上司・先輩は、「仕事について丁寧に指導する人（71.7%）」が1位で2012年以降の調査で過去最高。
2012年度数値の高かった「場合によっては叱ってくれる上司・先輩」や「仕事の結果に対する情熱を持っている上司・先輩」は大幅にダウン。
2. 仕事の不安は、人間関係「上司・同僚などの職場の人とうまくやっていけるか（64.6%）」が1位。
3. 抵抗がある業務は、「指示が曖昧なまま作業を進めること」が1位。
4. 意欲や能力を高めるための上司や人事への期待は、「成長や力量に対する定期的なフィードバック」が6割。
5. 仕事よりもプライベートを優先したい人は8割。
6. 仕事は、「量」より「質」で評価してほしいが8割。
7. キャリアイメージを描いている人は5割。そのうち5年先が3割。10年先が3割。

育児介護休業法が10月から改正施行



育児介護休業法が改正施行されています。今回の法改正は、令和4年4月1日施行、令和4年10月1日施行、そして令和5年4月1日施行と3段階で改正されます。

既に、令和4年4月1日から、①雇用環境整備、個別の周知・意向確認の措置の義務化、②有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和は、改正施行されています。

今回の10月1日改正は、③出生時育児休業（産後パパ育休）の創設、④育児休業の分割取得で、最後來年の4月1日改正は、育児休業取得状況の公表の義務化（従業員数1,000人超の大企業が対象）となっています。

この10月から大きく変わる③産後パパ育休の創設と④育児休業の分割取得について見ていきましょう。通常の育児休業とは別に、子の出生直後8週間以内に4週間（28日）まで取得できる「出生時育児休業」が創設されました。女性であれば産後休業にあたる期間ですので、基本的に男性が取得する休業ということになり、産後パパ育休と呼ばれています。今までの育児休業も出生直後に取得できますが、新制度ではより男性が取得しやすくなるように、取得の申し出が2週間前までで構わない、2回に分けて取得できる、休業中に一部就労が可能など、いくつかの条件緩和がされています。

また、これまで原則1回しか取得できなかった育児休業を、2回まで分割して取得できるようになりました。つまり、一度職場に復帰しても、再び休業することができるようになります。男性の場合は、産後パパ育休も合わせると、最大4回の分割取得が可能になり、夫婦が育休を交代できる回数が増えることになります。

1歳以降の延長の柔軟化も行われています。保育所に入所できない等の事情があって、1歳以降も育児休業を延長する場合についても、柔軟に取得できるようになります。これまでは、延長後の育児休業開始日は1歳時点、1歳6ヶ月時点に限定されていました。改正後は、本人と配偶者の育児休業に切れ目がなければ、各延長期間の途中でも、夫婦で交代して育児休業を取得できるようになります。申し出の期間は、今までと同じく2週間前まで、ただし申し出が1歳（または1歳6ヶ月）到達後の場合は1ヶ月前までとなります。

今回の法改正に伴い、雇用保険の給付金も産後パパ育休や育児休業の分割取得に合わせて、需給ができるようになります。社内様式の変更なども必要ですので、早々に対応しておきましょう。

*マイナンバーも安心！
弊所は電子申請でお手続きしています*

いきいきした会社づくりをお手伝いします

羽渕貴久子社会保険労務士事務所
社会保険労務士 羽渕貴久子
〒663-8234 西宮市津門住江町 8-16-815
TEL 0798-23-1553 / FAX 0798-23-1554
E-MAIL habuchi@sky.memail.jp
URL <http://ikiiki30.com/>

